差別の解消を目的とした

- 3つの法律が施行されています。
- ·障害者差別解消法(平成28年4月1日施行)
- ・ヘイトスピーチ解消法(平成28年6月3日施行)
- ·部落差別解消推進法(平成28年12月16日施行)

班回覧

「合理的配慮」という言葉をご存知ですか?

障害者差別解消法(「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」)では、 「不当な差別的取扱い」の禁止、「合理的配慮」の提供が求められています。

(「不当な差別的取扱い」の具体例)
・受付の対応を拒否する。
・本人を無視して、介助者や付添人だけに話しかける。

(「合理的配慮」の具体例・・・国や地方公共団体は義務、事業者は努力義務)
・障がいのある人の障がいの特性に応じて、座席を決める。
・筆談、読上げ、手話など障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を用いる。
・意思疎通のため、絵や写真カード、ICT機器 (タブレット端末) 等を活用する。

ヘイトスピーチ、許さない!

へイトスピーチ解消法 (「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた 取組の推進に関する法律」) が施行されています。

ヘイトスピーチ(憎悪表現)とは

近年、特定の民族や国籍の人々を排斥する言動 (ヘイトスピーチ) に社会的関心が集まっています。ヘイトスピーチは、主に街頭デモやインターネット上で行われ、被害者の心を傷つけるだけでなく、外国人への偏見や差別意識につながりかねません。

これらの行動は、いかなる場合においても正当化することができない人権侵害です。 在留外国人も日本社会を構成する重要な一員ですから、ヘイトスピーチは根絶しなければならない問題です。

由布市役所 人権·部落差別解消推進課 097-582-1111(内線1360·1361)

「部落差別の解消の推進に関する法律」をご存知ですか?

~ 部落差別は許されないものであるという認識のもと、一人ひとりの人権が尊重される社会の実現を目指しましょう。~

部落差別問題とは

部落差別問題は、日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別により日本国民の一部の人々が、現在に至るまで様々な差別を受けている日本固有の人権問題です。 現在でも、被差別部落出身であることや、そこに住んでいることを理由に結婚に反対されたり、就職で不当な扱いを受けたり、インターネット上に心ない誹謗中傷が書き込まれるなどの差別があります。

部落差別の解消は、国の責務であると同時に国民的課題です。

部落差別のない社会の実現に向けて

部落差別問題の解決に向けては、これまでの長年の取組によって生活環境や 産業基盤の整備などの面で格差の解消が進み、また、社会の様々な分野で人 権尊重意識の醸成も進められてきました。しかし、いまだに、結婚 就職差別や差 別発言、インターネット上での差別的情報の流布が発生するなど解決にいたっ ていません。

このような中、部落差別は許されないものであるとの認識のもと「部落差別の解消の推進に関する法律」が平成28年12月16日に施行されました。

「部落差別の解消の推進に関する法律」(平成28年法律第109号) (目的)

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(法律の全文は由布市HR人権・部落差別解消推進課サイトをご覧下さい)